

地方単独事業（ソフト）の「見える化」に関する検討会  
報告書

平成31年3月

## 〔目次〕

第1 地方単独事業（ソフト）の「見える化」に関するこれまでの経緯	1
1. 地方単独事業（ソフト）の意義等	1
2. 地方単独事業（ソフト）の「見える化」に関するこれまでの取組	1
3. 経済財政運営と改革の基本方針等	2
4. 地方財政審議会意見	3
5. 本検討会の設置	4
第2 平成29年度決算調査	5
1. 平成29年度決算調査に向けた議論	5
(1) 歳出区分の設定の考え方	5
(2) 新たな歳出区分への計上ルール	9
(3) 各歳出区分に係る「関係法律」	10
(4) 平成29年度決算調査において各団体に確認すべき事項等	11
2. 平成29年度決算調査の実施	12
第3 平成29年度決算調査結果	14
1. 調査結果	14
(1) 調査結果の概要	14
(2) 歳出小区分別決算額	16
2. 各団体からの意見	17
(1) 調査表や記載要領の改善点（466件）	17
(2) 各地方公共団体における決算統計システム改修を含めた事務負担等（883件）	20
(3) 「見える化」による他団体比較（59件）	23
(4) 「見える化」に当たっての公表方法・公表様式（169件）	24
(5) 複数の目的別大区分・中区分の下に設定する歳出小区分の統一の可否（112件）	26
第4 今後の課題	28
1. 平成29年度決算調査を通じて明らかになった課題	28
(1) 歳出小区分の設定のあり方	28
(2) 歳出小区分への計上の精度向上	28
(3) システム改修による対応の必要性	29
2. 平成30年度決算調査	30
(1) 平成30年度決算調査の方針	30
(2) 平成30年度決算調査の実施時期	30
第5 提言	31

参 考 .....	33
「地方単独事業（ソフト）の『見える化』に関する検討会」 開催要綱 .....	34
地方単独事業（ソフト）の「見える化」に関する検討会 名簿 .....	35
地方単独事業の「見える化」に関する検討会 開催実績等 .....	36

別紙 1 「平成 29 年度決算調査記載要領」

別紙 2 「歳出小区別決算額（平成 29 年度）」

別紙 3 「各団体からの意見」

## 第1 地方単独事業（ソフト）の「見える化」に関するこれまでの経緯

### 1. 地方単独事業（ソフト）の意義等

地方単独事業（ソフト）とは、一般的には、地方公共団体が行政需要を満たすため、国から補助を受けることなく独自の経費で実施する事業のうち、給与関係経費、投資的経費、公債費、公営企業繰出金等に当たらないものをいう。

具体的には、地方公共団体が、法律の規定に基づいて実施する義務を負うもの（予防接種等）から任意に実施するもの（地域活性化事業等）まで幅広く、また、地方公共団体が経費の全額を負担して行う事業のみならず、国の補助事業に上乘せして実施するもの（継ぎ足し単独事業）や、国の補助基準が実態に合わないものを補完するもの（超過負担）を含むものである。

地方公共団体は、その自然的・歴史的条件、産業構造、人口規模等が異なっているため、それぞれの地域の実情や住民のニーズを踏まえ、多種多様な地方単独事業（ソフト）を実施している。特に、地方分権や地方創生の推進の観点から、地方公共団体が自主性・主体性を発揮しながら実施する地方単独事業の重要性が高まっているところである。

地方財政計画においては、地方公共団体が地方単独事業（ソフト）を実施するための必要経費を、一般行政経費（単独事業）として、国が個々の経費を特定して積み上げるのではなく、「枠」として計上しているところである。

### 2. 地方単独事業（ソフト）の「見える化」に関するこれまでの取組

地方財政計画の一般行政経費（単独事業）に相当する地方単独事業（ソフト）の決算情報については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」（平成 16 年 6 月 4 日閣議決定）において「地方の財政状況について、国民への迅速で分かりやすい説明に一層配慮する。」と記載されたことを踏まえ、これまで以下の取組が進められてきたところである。

- ・ 平成 16 年度決算分から一般行政経費（単独事業）に係る決算額を調査・把握
- ・ 平成 25 年度決算分からは上記調査結果を総務省ウェブサイトに掲載
- ・ 平成 28 年度決算分からは全ての地方公共団体間の重複部分を控除した純計額を総務省ウェブサイトに掲載（次ページ図表参照）

図表：平成 29 年度一般行政経費（単独事業）集計表（都道府県分・市町村分・純計額）

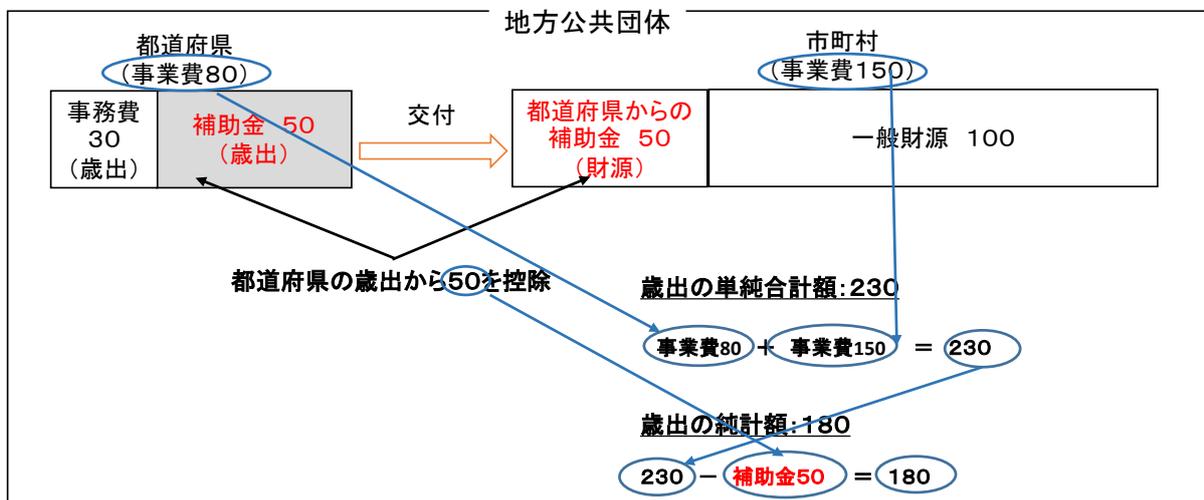
（参考）一般行政経費（単独事業）（平成29年度決算）

（単位：億円）

区 分	都道府県	市町村	純計額
総務費	9,985	20,198	26,234
民生費	19,387	51,326	59,492
うち社会福祉費	7,141	17,812	21,029
うち児童福祉費	5,569	17,269	18,841
うち老人福祉費	6,463	16,097	19,297
うち災害救助費	214	148	325
衛生費	4,434	28,864	27,726
うち環境衛生費、清掃費	1,102	16,471	12,925
労働費	429	864	1,267
農林水産業費	2,838	2,576	5,006
商工費	28,367	12,972	41,216
土木費	3,366	8,148	10,987
警察費	3,130		3,129
消防費	209	8,290	2,502
教育費	11,027	23,692	34,287
災害復旧費	0	1	0
その他の経費（議会費、諸支出金（地方消費税交付金等）等）	44,502	631	868
合計	127,675	157,562	212,716

- （注） 1. 平成29年度地方財政状況調査の調査表90表「一般行政経費の状況」から作成。  
 2. 純計額は、全ての地方公共団体の単純合計額から団体間の重複額を控除したものの。

図表：都道府県と市町村の重複額控除のイメージ



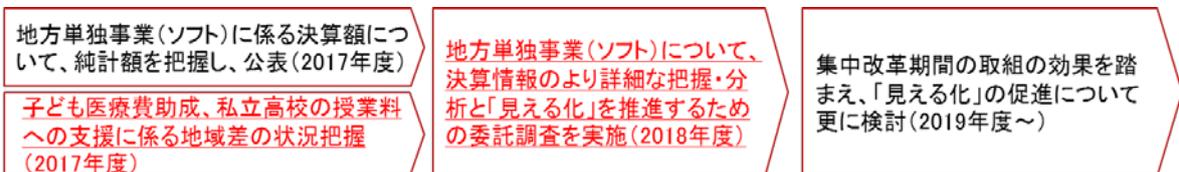
### 3. 経済財政運営と改革の基本方針等

こうした中で、近年、「地方単独事業は年間 28 兆円<sup>1</sup>という非常に大きな数字である。基金の 21 兆円と合わせると約 50 兆円が積み立てられたり、内訳が明確で

<sup>1</sup> 平成 28 年度決算における地方単独事業（ソフト）の決算額は、単純合計額で約 28 兆円、全ての地方公共団体間の重複部分を控除した純計額で約 21 兆円となっている。

はないという状況にある。(略)例えば、児童福祉費等の大きなくくりではなく、子供医療費の無料化、私立高校の授業料補助、学習支援といった多くの自治体が共通して取り組む主要課題について具体的に実態を調査すべきではないか。」(平成29年第7回経済財政諮問会議(平成29年5月11日))等の指摘がなされ、「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)においては、「地方税収の回復に伴う財政力格差や民生・教育などの行政サービスの水準の地域差の状況を含め、総務省は関係府省と地方単独事業の実態把握と「見える化」に早急に取り組む」とされたところである。

また、「経済・財政再生計画改革工程表2017改定版」(平成29年12月21日経済財政諮問会議決定)においては、以下のとおり記載されたところである。



さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、「地方財政計画の一般行政経費(単独)と対応関係にある地方単独事業(ソフト)について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化する」こととされ、「新経済・財政計画 改革工程表2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)において、以下のとおり記載されたところである。

取組事項	実施年度			KPI	
	2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
8 地方財政計画の一般行政経費と対応関係にある地方単独事業について定量的なデータで実態を把握  地方財政計画の一般行政経費(単独)と対応関係にある地方単独事業(ソフト)について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化する。	地方単独事業(ソフト)について、2018年度の委託調査の結果や検討会における議論を踏まえ、法令との関係を含めて「見える化」を推進 《総務省》	委託調査の結果や検討会における議論を踏まえ、「見える化」を推進	引き続き、委託調査の結果や検討会における議論を踏まえ、「見える化」を推進	○地方単独事業(ソフト)の決算情報の全国の状況を「見える化」	○「見える化」された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数

#### 4. 地方財政審議会意見

地方財政審議会(会長:堀場 勇夫 元青山学院大学経済学部教授)の「誰もが希望を持てる地域社会に向けた地方税財政改革についての意見」(平成30年5月25日)においては、「一般行政経費(単独)等は、各地方自治体が、それぞれの地域の実情を踏まえ、自主的・主体的に課題解決に取り組むためのものである。そのため、国が一義的にその実績や効果を判断するようなことは、地方自治体の自主性・主体性を損なうものであり、地方分権や地方創生の趣旨にも反する」、「国においては、今後とも、一般行政経費(単独)に相当する地方単独事業(ソフト分)に

係る決算情報の詳細な把握・分析と、更なる「見える化」の取組を推進していくことが重要である」との意見が出されたところであり、「今後目指すべき地方財政の姿と平成31年度の地方財政への対応についての意見」（平成30年12月11日）においても同趣旨の意見が述べられている。

## 5. 本検討会の設置

このような近年の議論を受け、地方財政計画の一般行政経費（単独）に相当する地方単独事業（ソフト）に係る決算情報について、全国の状況をより詳細に把握・分析し、その「見える化」のあり方を検討するため、平成30年5月、「地方単独事業（ソフト）の「見える化」に関する検討会」（以下「本検討会」という。）が総務省に設置されたところである。

検討会の設置に当たっては、地方財政に精通した有識者委員に加え、地方単独事業（ソフト）が法律の規定に基づいて実施する義務を負うものから任意に実施するものまで幅広く行われ多様なものであることを踏まえて、地方公共団体の実務に精通した県並びに指定都市、その他の市及び町村の財政担当者も委員に加わったところである。

## 第2 平成29年度決算調査

### 1. 平成29年度決算調査に向けた議論

こうした経緯を踏まえ、本検討会においては、平成29年度決算調査に向けて検討を行ったところである。

まず、検討を進めるに当たっては、以下の点を検討に当たっての視点・留意点とすることとし、これらの視点・留意点に基づき、平成29年度決算調査に向けて、(1)～(4)の事項について検討を行ったところである。

- ・ 地方財政計画の一般行政経費(単独)に相当する地方単独事業(ソフト)に係る決算情報について、全国の状況をより詳細に把握・分析することが出来るよう、より具体的、詳細な区分を設定する必要があること
- ・ どの程度まで具体的な形で「見える化」すべきかを検討するに当たっては、地方単独事業が地域の自主的な取組であり、各地方公共団体の裁量を制限するようなこととならないように留意すべきであること
- ・ 地方公共団体の事務負担、システム改修の必要性等を検証する必要があること

#### (1) 歳出区分の設定の考え方

新たな歳出区分の設定の考え方(どの程度まで細かい歳出区分を設定し、「見える化」を実施するか)については、以下のとおり意見が出されたところである。

- ・ 歳出区分の設定については、i) 一般行政経費の大半を構成する事業に歳出区分を設定し残りの事業はその他とする方法、ii) 歳出の拡大が見込まれる事業に歳出区分を設定する方法、iii) 社会保障関係費等は「社会保障施策に要する経費」に関する調査等を参考に詳細に分類し、警察や消防は大きな分類とするなど、細分化の度合いに差をつけた歳出区分の設定をする方法などが考えられる。
- ・ 歳出区分を過度に細分化してしまうと、i) 各地方公共団体における経費の振り分けに係る事務負担が増大すること、ii) 多面的な目的を有する事業を細分化した歳出区分のどれか一つに振り分けてしまうことは適切でないこと、iii) 振り分けの基準の統一性が確保されない場合にはデータの信頼性を損ねるリスクが高まること等を踏まえ、新たな歳出区分を設定する必要がある。
- ・ 事業費が小さく構成比も小さなものに歳出区分を設定しても意味がないため、事業費が小さな歳出区分は「その他〇〇費」等としてまとめる必要がある。
- ・ システム改修方法や地方公共団体の事務負担に十分留意の上、歳出区分を設定すべき。

こうした意見を踏まえ、平成 29 年度決算調査における歳出小区分の設定に当たっては、新たな歳出区分の細分化の程度については、趣旨・目的が共通する経費を一つの区分とすることが適当との考え方の下に、先行的に分析した 100 団体（20 道府県 10 指定都市 70 市町村）の決算情報を参考に、地方自治法施行規則別記において設定されている歳出区分と基本的に一致する既存の目的別大区分（予算上の「款」に相当）・中区分（予算上の「項」に相当）の下に 371 の歳出小区分を設定することとしたところである。

また、平成 29 年度決算調査に当たっては、地方財政状況調査（以下「決算統計<sup>1</sup>」という。）における都道府県と市町村の目的別区分を踏まえ、それぞれの目的別大区分・中区分の下に新たな目的別歳出小区分を設定することとしたところである。

その際、目的別大区分・中区分については、以下のとおり整理を行っている。（詳細は次ページの表を参照）

- ・ 市町村の目的別中区分に対して都道府県において細分化した目的別中区分が設定されているものについては、原則として都道府県の目的別中区分を踏まえて目的別中区分を細分化して設定
  - （例えば、市町村分の「総務費－総務管理費」、「商工費－商工費」に対応する経費について、都道府県分の目的別中区分を踏まえて目的別中区分を設定
- ・ ただし、目的別中区分数が多くなりすぎないように、一部のものについては複数の目的別中区分を統合
- ・ 都道府県、市町村に固有の業務に対応する目的別中区分については、そのまま目的別中区分として設定
  - （例えば、都道府県の「総務費－市町村振興費」、「警察費－警察費」及び市町村の「戸籍・住民基本台帳費」）
- ・ 「諸支出金」「繰上充用金」「交付金」については、地方公共団体間の歳出の重複部分を控除した純計額の把握にあたって控除される経費が中心となるため、これらを「諸支出金等」として統合

ただし、同じ内容の経費について、複数の目的別区分に歳出が計上されている実態があることを踏まえ、複数の目的別区分に同一の歳出小区分を設定しているものがある。

（例えば、「乳幼児医療費助成（義務教育就学前分）」については、「民生費－児童福祉費」と「衛生費－保健衛生費」の下に設定している。（複数の目的別区分に同一の歳出小区分を設定しているものの一覧は P 8 のとおり）

<sup>1</sup>決算統計は、地方自治法第 252 条の 17 の 5 の規定を根拠に基づき毎年度実施されており、その調査結果・分析は、地方財政法第 30 条の 2 の規定に基づき「地方財政の状況」として国会に報告されているほか、普通交付税の算定基礎としても利用されている。

図表:地方単独事業(ソフト)平成 29 年度決算調査表と決算統計における目的別区分の対応表

目的別大区分	決算統計(都道府県)		決算統計(市町村)		今回の調査(大枝番・中枝番)		
	コード	目的別中区分	コード	目的別中区分	コード	目的別中区分	
議会費	01-00	議会費	01-00	議会費	11-01	議会費	
総務費	02-01	総務管理費	02-01	総務管理費	10-01	総務管理費/企画費	
	02-02	企画費			10-06	防災費	
	02-06	防災費			10-08	人事委員会費	
	02-08	人事委員会費			10-02	徴税費	
	02-03	徴税費			10-03	戸籍・住民基本台帳費	
	02-04	市町村振興費			10-04	市町村振興費	
	02-05	選挙費			10-05	選挙費	
	02-07	統計調査費			10-07	統計調査費	
	02-09	監査委員費			10-09	監査委員費	
民生費	03-01	社会福祉費	03-01	社会福祉費	01-04	社会福祉費	
	03-02	老人福祉費	03-02	老人福祉費	01-02	老人福祉費	
	03-03	児童福祉費	03-03	児童福祉費	01-01	児童福祉費	
	03-04	生活保護費	03-04	生活保護費	01-03	生活保護費	
	03-05	災害救助費	03-05	災害救助費	01-05	災害救助費	
衛生費	04-05	清掃費	04-04	清掃費	02-01	清掃費	
	04-01	公衆衛生費	04-01	保健衛生費	02-02	保健衛生費	
	04-03	精神衛生費			02-05	医薬費	
	04-04	環境衛生費					
	04-07	医薬費					
	04-02	結核対策費					02-03
04-06	保健所費	02-04					保健所費
労働費	05-01	労政費	05-02	労働諸費	03-01	労働諸費	
	05-02	職業訓練費					
	05-04	労働委員会費					
	05-03	失業対策費					
農林水産業費	06-01	農業費	06-01	農業費	04-01	農業費	
	06-02	畜産業費	06-02	畜産業費	04-02	畜産業費	
	06-03	農地費	06-03	農地費	04-03	農地費	
	06-04	林業費	06-04	林業費	04-04	林業費	
	06-05	水産業費	06-05	水産業費	04-05	水産業費	
商工費	07-01	商工費	07-00	商工費	05-01	商工費	
	07-02	鉱工業費			05-02	観光費	
	07-03	観光費					
土木費	08-01	土木管理費	08-01	土木管理費	06-01	土木管理費	
	08-02	道路橋りょう費	08-02	道路橋りょう費	06-02	道路橋りょう費	
	08-03	河川海岸費	08-03	河川費	06-03	河川海岸費	
	08-04	港湾費	08-04	港湾費	06-04	港湾費	
	08-05(1)	都市計画費・街路費	08-05(1)	都市計画費・街路費	06-05	街路費	
	08-05(2)	都市計画費・公園費	08-05(2)	都市計画費・公園費	06-06	公園費	
	08-05(3)	都市計画費・下水道費	08-05(3)	都市計画費・下水道費	06-07	下水道費	
	08-05(4)	都市計画費・区画整理費等	08-05(4)	都市計画費・区画整理費等	06-08	区画整理費等	
	08-06	住宅費	08-06	住宅費	06-09	住宅費	
08-07	空港費	08-07	空港費	06-10	空港費		
警察費	09-00	警察費			07-01	警察費	
消防費	10-00	消防費	09-00	消防費	08-01	消防費	
教育費	11-01	教育総務費	10-01	教育総務費	09-01	教育総務費	
	11-02	小学校費	10-02	小学校費	09-02	小学校費	
	11-03	中学校費	10-03	中学校費	09-03	中学校費	
	11-04	高等学校費	10-04	高等学校費	09-04	高等学校費	
	11-05	特別支援学校費	10-05	特別支援学校費	09-05	特別支援学校費	
	11-06	幼稚園費	10-06	幼稚園費	09-06	幼稚園費	
	11-07	社会教育費	10-07	社会教育費	09-07	社会教育費	
	11-08(1)	保健体育費・体育施設費等	10-08	体育施設費等	09-08	体育施設費等	
	11-08(2)	保健体育費・学校給食費	10-09	学校給食費	09-09	学校給食費	
	11-09	大学費	10-10	大学費	09-10	大学費	
災害復旧費	12-01	農林水産施設	11-01	農林水産施設	12-01	災害復旧費	
	12-02	公共土木施設	11-02	公共土木施設			
	12-03	その他	11-03	その他			
公債費	13-00	公債費	12-00	公債費	13-01	公債費	
諸支出金	14-01	普通財産取得費	13-01	普通財産取得費	14-01	諸支出金等	
	14-02	公営企業費	13-02	公営企業費			
			13-03	市町村たばこ税都道府県交付金			
繰上充用金	15-00	前年度繰上充用金	14-00	前年度繰上充用金			
交付金	16-00	利子割交付金			14-01	諸支出金等	
	17-00	配当割交付金					
	18-00	株式等譲渡所得割交付金					
	19-00	地方消費税交付金					
	20-00	ゴルフ場利用税交付金					
	21-00	特別地方消費税交付金					
	22-00	自動車取得税交付金					
	23-00	軽油引取税交付金					
	24-00	特別区財政調整交付金					

図表：複数の目的別区分に設定した歳出小区分とその設定先

歳出小区分	平成29年度決算調査における設定先					
	小枝番	大区分	中区分	小枝番	大区分	中区分
乳幼児医療費助成(義務教育就学前分)	1	民生費	児童福祉費	159	衛生費	保健衛生費
乳幼児医療費助成(義務教育就学後分)	2	民生費	児童福祉費	160	衛生費	保健衛生費
妊産婦・寡婦等医療費助成	3	民生費	児童福祉費	104	民生費	社会福祉費
母子(父子)家庭医療費助成	161	衛生費	保健衛生費			
小児医療(小児救急医療含む)	4	民生費	児童福祉費	162	衛生費	保健衛生費
公立子ども若者支援施設(青少年センター等)	5	民生費	児童福祉費	164	衛生費	保健衛生費
障害児に対する現金給付	12	民生費	児童福祉費	389	教育費	社会教育費
私立子ども若者支援施設(青少年センター等)	15	民生費	児童福祉費	116	民生費	社会福祉費
地域療養・居宅介護等障害児支援(重度障害児対応含む)	25	民生費	児童福祉費	390	教育費	社会教育費
公立精神保健福祉施設	32	民生費	児童福祉費	117	民生費	社会福祉費
障害者扶養共済事業(掛金の助成を含む)(地方単独事業分)	38	民生費	児童福祉費	201	衛生費	保健衛生費
婦人相談所・婦人保護施設	39	民生費	児童福祉費	134	民生費	社会福祉費
社会福祉施設職員等退職手当共済事業費補助金	40	民生費	児童福祉費	136	民生費	社会福祉費
公立総合福祉施設(社会福祉センター等)	41	民生費	児童福祉費	94	民生費	社会福祉費
福祉人材確保	44	民生費	老人福祉費	91	民生費	社会福祉費
老人医療費助成	45	民生費	老人福祉費	96	民生費	社会福祉費
後期高齢者保健(健診・人間ドック助成等)(地方単独事業分)	49	民生費	老人福祉費	106	民生費	社会福祉費
医療安全支援	50	民生費	老人福祉費	180	衛生費	保健衛生費
医薬品・ワクチン等の備蓄	52	民生費	老人福祉費	231	衛生費	医薬費
介護人材確保・養成(地方単独事業分)	53	民生費	老人福祉費	199	衛生費	保健衛生費
高齢者、要介護者等への給付(介護者への手当金等の給付を含む)	72	民生費	老人福祉費	112	民生費	社会福祉費
在宅医療・訪問看護推進	73	民生費	老人福祉費	113	民生費	社会福祉費
認知症高齢者支援	77	民生費	老人福祉費	226	衛生費	医薬費
高齢者就業対策(シルバー人材センター含む)	79	民生費	老人福祉費	114	民生費	社会福祉費
その他の総合福祉関係サービス(福祉計画策定事業等)	80	民生費	老人福祉費	242	労働費	労働諸費
福祉事務所	86	民生費	老人福祉費	151	民生費	社会福祉費
障害者(心身障害児、精神障害者)医療費助成(事務費も含む)	87	民生費	生活保護費	135	民生費	社会福祉費
難病医療費助成(特定疾病治療調査研究・地方単独分)	105	民生費	社会福祉費	163	衛生費	保健衛生費
難病医療費助成(特定疾病治療調査研究・超過負担分)	107	民生費	社会福祉費	165	衛生費	保健衛生費
小児慢性疾患医療費助成(小児慢性特定疾病治療調査研究・地方単独分)	108	民生費	社会福祉費	166	衛生費	保健衛生費
小児慢性疾患医療費助成(小児慢性特定疾病治療調査研究・超過負担分)	109	民生費	社会福祉費	167	衛生費	保健衛生費
感染症予防(狂犬病・狂牛病予防対策、エイズ対策等)	110	民生費	社会福祉費	168	衛生費	保健衛生費
公立精神障害者社会復帰施設	111	民生費	社会福祉費	195	衛生費	保健衛生費
交通費・燃料代助成(障害者のための運賃助成事業等)	119	民生費	社会福祉費	203	衛生費	保健衛生費
ホームレス自立支援	124	民生費	社会福祉費	202	衛生費	保健衛生費
災害救助費	128	民生費	社会福祉費	204	衛生費	保健衛生費
その他環境企画に係る経費	138	民生費	社会福祉費	243	労働費	労働諸費
都道府県ナースセンター	152	民生費	災害救助費	346	消防費	消防費
医療人材(医師・看護師・保健師等)確保(看護師等養成所含む)	156	衛生費	清掃費	211	衛生費	保健衛生費
救急医療施設運営費等助成	186	衛生費	保健衛生費	234	衛生費	医薬費
へき地医療	187	衛生費	保健衛生費	228	衛生費	医薬費
災害時における医療	188	衛生費	保健衛生費	233	衛生費	医薬費
病院内保育所運営	191	衛生費	保健衛生費	235	衛生費	医薬費
臓器移植対策	192	衛生費	保健衛生費	236	衛生費	医薬費
輸血用血液の安定確保、献血推進事業等	193	衛生費	保健衛生費	238	衛生費	医薬費
医療関係団体補助(県総合健診センター会費等)	197	衛生費	保健衛生費	229	衛生費	医薬費
食育	198	衛生費	保健衛生費	230	衛生費	医薬費
救急関係経費	200	衛生費	保健衛生費	227	衛生費	医薬費
エネルギー政策関係経費(再生可能エネルギー普及啓発経費等)	217	衛生費	保健衛生費	258	農林水産費	農業費
その他の地域医療確保(歯科休日救急診療所運営費補等)	218	衛生費	保健衛生費	343	消防費	消防費
その他の医療・保健施設サービス	219	衛生費	保健衛生費	433	総務費	総務管理費/企画費
鳥獣対策	220	衛生費	保健衛生費	239	衛生費	医薬費
宅地建物関連事業(宅地建物取引業者指導監督費等)	222	衛生費	保健衛生費	240	衛生費	医薬費
国土計画・土地利用(土地利用調整・地下調査等)	223	衛生費	保健衛生費	241	衛生費	医薬費
交通政策(地域公共交通対策等)	263	農林水産費	農業費	274	農林水産費	林業費
空き家対策	311	土木費	土木管理費	331	土木費	住宅費
消防学校等の運営等消防職員の教育訓練	312	土木費	土木管理費	432	総務費	総務管理費/企画費
消防団等地域防災強化	324	土木費	街路費	431	総務費	総務管理費/企画費
防災情報システムの管理運営	332	土木費	住宅費	419	総務費	総務管理費/企画費
地域防災計画等策定	339	消防費	消防費	445	総務費	防災費
防災訓練等の実施	340	消防費	消防費	447	総務費	防災費
その他防災関係経費	341	消防費	消防費	448	総務費	防災費
幼稚園就園奨励費助成(地方単独事業分)	344	消防費	消防費	449	総務費	防災費
幼稚園就園奨励費助成(超過負担分)	345	消防費	消防費	450	総務費	防災費
障害児教育等幼児教育支援	348	消防費	消防費	451	総務費	防災費
私立幼稚園(地方単独事業分)	349	教育費	教育総務費	386	教育費	幼稚園費
私立小・中学校助成費(私立小・中学校経常費補助金等)	350	教育費	教育総務費	387	教育費	幼稚園費
私立大学助成費(私立大学校経常費補助金等)	352	教育費	教育総務費	371	教育費	小学校費
施設管理(教育施設管理運営費等)	376	教育費	中学校費	383	教育費	特別支援学校費
標準保護児童生徒援助・給食援助(地方単独事業分)	353	教育費	教育総務費	388	教育費	幼稚園費
文化発信・イベント(文化情報発信事業等)	354	教育費	教育総務費	374	教育費	小学校費
ふるさと納税関係事業	379	教育費	中学校費			
市町村連絡調整費	355	教育費	教育総務費	382	教育費	高等学校費
統計整備普及事業(地域経済力分析、各種統計調査に係る経費)	356	教育費	教育総務費	404	教育費	大学費
人事委員会に係る経費(採用等に係る経費)	423	総務費	総務管理費/企画費			
住民基本台帳ネットワークシステム運用事業	362	教育費	教育総務費	394	教育費	社会教育費
	370	教育費	小学校費	375	教育費	中学校費
	397	教育費	社会教育費	405	総務費	総務管理費/企画費
	407	総務費	総務管理費/企画費	437	総務費	徴税費
	420	総務費	総務管理費/企画費	441	総務費	市町村振興費
	421	総務費	総務管理費/企画費	452	総務費	統計調査費
	422	総務費	総務管理費/企画費	453	総務費	人事委員会費
	440	総務費	戸籍・住民基本台帳費	442	総務費	市町村振興費

また、性質別区分については、決算統計の 90 表「一般行政経費の状況」「その 1（単独事業費）」の性質別区分を基に、決算統計の 7 表～13 表の性質別区分の順に、以下の表のとおり整理している。

図表：決算統計 90 表と地方単独事業(ソフト)の平成 29 年度決算調査表の性質別区分の対応表

決算統計 90表 その1(単独事業費)		地方単独事業(ソフト)の平成29年度決算調査表	
列	表頭	列	表頭
(1)	歳出合計	(1)	人件費 A
(2)	職員に係る児童手当 A	(2)	物件費 B
(3)	物件費 B	(3)	うち備品購入費 a
(4)	うち備品購入費 C	(4)	うち地方債発行手数料等 b
(5)	うち地方債発行手数料等 D	(5)	維持補修費 C
(6)	扶助費 (Aを除く) E	(6)	扶助費 D
(7)	補助費等 F	(7)	補助費等 E
(8)	うち公営企業繰出金 G	(8)	うち都道府県に対するもの c
(9)	うち税還付金 G'	(9)	うち市町村に対するもの d
(10)	貸付金 H	(10)	うち一部事務組合に対するもの e
(11)	うち年度内回収分	(11)	うち公営企業繰出金 f
(12)	繰出金 I	(12)	うち税還付金 g
(13)	うち公営企業繰出金 J	(13)	普通建設事業費 F
(14)	積立金 K	(14)	災害復旧事業費 G
(15)	投資・出資金 L	(15)	失業対策事業費 H
(16)	前年度繰上充用金 M	(16)	公債費 I
(17)	人件費 S	(17)	積立金 J
(18)	その他 N	(18)	投資・出資金 K
(19)	単独合計A+B+E+F+H+I+K+L+M+S+N	(19)	貸付金 L
		(20)	うち市町村に対するもの h
		(21)	うち年度内回収分 i
		(22)	繰出金 M
		(23)	うち公営企業繰出金 j
		(24)	前年度繰上充用金 N
		(25)	単独合計 A～N
		(26)	一般行政経費 単独合計

## (2) 新たな歳出区分への計上ルール

新たな歳出区分への計上ルール（いかにして団体間の振り分けの統一性及び計上の正確性を確保するか）について、複数の事業において共通的に利用している事務費の振り分け方法や調査の対象となる地方単独事業と補助事業の振り分けの考え方等の留意事項等の検討を行い、以下のとおり意見が出されたところである。

- ・ 共通経費も含めて比較可能な形で「見える化」を行うことが重要であるため、原則として共通経費は事業ごとに按分等をして、「その他」に振り分けないことが望ましい。
- ・ 複数の歳出区分に共通する事務費（需用費等）や施設管理費（光熱水費等）

等については、可能な範囲で各共通事業区分に振り分け、振り分けが困難なものは「その他〇〇費」等に振り分けることとするよう検討すべき。

- ・ 事務費等を「その他〇〇費」等に振り分けた場合には、事務費等が中心の共通事業区分の歳出額が小さくなる懸念があるため、歳出区分の設定と合わせて検討する必要がある。
- ・ 単独事業と補助事業の振り分けについては、記載要領において改めて徹底する必要がある。

こうした議論を踏まえ、複数の歳出区分に共通する事務費（需用費等）や施設管理費（光熱水費等）等の適切な計上、単独事業と補助事業の適切な振り分け等について、以下のとおり留意事項に記載し周知徹底を図ることとしたところである。

**【複数の事業の実施において共通的に利用している事務費の扱い】**

- 各歳出小区分への決算額の計上にあたり、複数の事業の実施において共通して支出している事務費等（例：共通して実施している需用費や、複合的に事業を委託している場合の委託費）の計上に当たっては、以下の計上方法のうち、まずは①又は②の方法によることとし、①及び②の方法が困難な場合は③の方法によること。さらに、①、②及び③の方法のいずれによることも困難な場合には、④の方法によることとされたい。

①各事業の決算額により按分して計上

②複合的な施設の管理費を面積により按分して計上

③当該事務費が最も多く使われている事業が含まれている歳出小区分に一括して計上

④「その他〇〇費」に決算額を計上

**【調査の対象となる地方単独事業について】**

- 市町村の単独事業費と補助事業費の区分に関する基本的な考え方は以下のとおりである。

**ア 単独事業費に計上するもの**

A：市町村が国庫支出金を財源とせずに行う事業の経費

B：市町村が直接又は都道府県を通じて交付を受ける国庫支出金を財源として行う事業に対して国庫補助対象経費を超えて支出する経費

**イ 補助事業費に計上するもの**

C：市町村が直接又は都道府県を通じて交付を受ける国庫支出金を財源として行う事業の経費

**（3）各歳出区分に係る「関係法律」**

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において、「地方財政計画の一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業

(ソフト)について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化する」こととされたことを踏まえ、各歳出小区分に係る関係法律を整理の上、平成 29 年度決算調査の調査表にあらかじめ記載することとしたところであるが、関係する政省令や条例等は膨大なため、関係法律を明示することとし、政省令や条例等までは含めないこととしたところである。加えて、関係法律については、各団体の実態を踏まえて追加する必要性が生じることが考えられるため、各団体において追加を必要とする関係法律がないか等について、平成 29 年度決算調査に合わせて照会を行うこととしたところである。

#### (4) 平成 29 年度決算調査において各団体に確認すべき事項等

平成 29 年度決算調査の内容について検討を行う中で、各団体に確認すべき事項等についての議論がなされ、以下のとおり意見が出されたところである。

- ・ 平成 30 年度決算の調査は調査実施時期が決算統計作成時期と重なることが想定され、平成 29 年度決算調査と比べて地方公共団体にとって対応がより困難となることが懸念される。
- ・ 地方公共団体の現場では既に決算統計の対応において一定の事務負担が生じており、また、決算統計の対応方法は各団体で異なっている。
- ・ 本格的な調査の開始年度についても、地方公共団体の意見・状況等を踏まえて検討すべき。
- ・ 平成 30 年度決算額の「見える化」の調査の実施時期については、平成 29 年度決算額の「見える化」の調査における地方公共団体の意見等を踏まえて検討すべき。
- ・ システム改修方法や地方公共団体の事務負担に十分に留意の上、新たな歳出小区分を固めるべき。
- ・ 新たな歳出小区分の設定については、地方公共団体が要望する区分を追加的に採用することも考えるべき。
- ・ 地方財政のマクロ全体で「見える化」を図る観点から新たな歳出区分を設定するものであるが、将来的には、予算編成の団体間比較への活用ニーズ、住民に対する分かりやすい情報提供にもつながるものとすべき。
- ・ 調査の新たな活用方法について、地方公共団体に確認すべき。
- ・ システム経費等を捕捉するため、「その他〇〇費」に計上した経費のうち各区分において最も規模が大きい事業について内容を把握するだけでなく、「その他〇〇費」に計上したシステム経費についても把握することが望ましい。
- ・ 歳出小区分への分類方法等に関する Q&A の作成・展開について検討することが望ましい。

## 2. 平成 29 年度決算調査の実施

検討会での議論を踏まえ、平成 29 年度決算調査については、以下のような整理のもと実施することとしたところである。

- ・ 地方財政計画の一般行政経費（単独）に相当する地方単独事業（ソフト）に係る決算情報について、全国の状況をより詳細に把握・分析することができるよう、より具体的、詳細な区分を設定する。
- ・ 地方自治法施行規則別記において設定されている歳出区分と基本的に一致する既存の目的別大区分・中区分の下に、新たに目的別歳出小区分を設定する。
- ・ どの程度まで具体的な形で「見える化」すべきかを検討するに当たっては、地方単独事業が地域の自主的・主体的な取組であり、各地方公共団体の自主性・主体性を制約することとならないよう留意する。
- ・ 地方単独事業（ソフト）について新たに歳出区分を設定することとなるため、地方公共団体の事務負担、システム改修の必要性等を検証する。

具体的には、「1. 平成 29 年度決算調査に向けた議論」を踏まえ、細分化の程度については、趣旨・目的が共通する経費を一つの区分とすることが適当との考え方の下に、先行的に分析した 100 団体（20 道府県 10 指定都市 70 市町村）の決算情報を参考に 371 の歳出小区分を設定し、以下の調査対象、調査内容により、平成 30 年 10 月 12 日付で平成 29 年度決算調査を発出したところである。

その際、検討会での議論を踏まえ、複数の歳出区分に共通する事務費（需用費等）や施設管理費（光熱水費等）等の適切な計上、単独事業と補助事業の適切な振り分け等について、記載要領に記載し、周知徹底を図っている。（平成 29 年度決算調査記載要領については、別紙 1 のとおり）

### ○ 調査対象

- ・ 対象年度 平成 29 年度決算
- ・ 対象団体 対象年度の普通会計決算額を計上する全地方公共団体  
（都道府県 47、指定都市 20、市区町村 1,721、一部事務組合および広域連合 1,314、合計 3,102 団体）

### ○ 調査内容

- ・ 地方単独事業（ソフト）の平成 29 年度決算額
- ・ 地方単独事業（ソフト）の平成 29 年度決算調査に当たっての意見照会
- ・ 「その他」区分に計上した事業等の内訳

また、平成 29 年度決算調査と合わせて、以下の事項について照会を行ったところである。

- ・ 調査表や記載要領の改善点
- ・ 各地方公共団体における決算統計システム改修を含めた事務負担等

- ・ 「見える化」による他団体比較
- ・ 「見える化」に当たっての公表方法・公表様式
- ・ 複数の目的別大区分・中区分の下に設定する歳出小区分の統一の可否  
（例）「乳幼児医療費助成」について、平成 29 年度決算調査では「民生費－児童福祉費」と「衛生費－保健衛生費」の下に設定しているが、少子化対策の観点から、「民生費－児童福祉費」に計上先を統一する場合

さらに、「その他」区分に計上した経費のうち、システム経費について把握するための様式を別途作成するとともに、各団体からの質疑事項について、調査期間中に随時、Q&A を作成・展開したところである。

なお、平成 29 年度決算調査の趣旨及び留意事項について、平成 30 年 10 月 24 日に開催した説明会において、総務省から各都道府県及び指定都市向けに説明が行われたところである。

### 第3 平成29年度決算調査結果

#### 1. 調査結果

##### (1) 調査結果の概要

調査に対する回答のあった3,100団体<sup>1</sup>の地方単独事業の合計額（純計額）は21兆2,058億円となっているところであり、決算統計における全地方公共団体の地方単独事業（ソフト）の純計額である21兆2,716億円に総額が合うように補正すると、歳出大区分については、額が大きい順に民生費（5兆8,205億円）、商工費（4兆623億円）、教育費（3兆4,082億円）、衛生費（2兆8,396億円）、総務費（2兆6,144億円）となっている。

また、歳出中区分については、額が大きい順に商工費－商工費（3兆8,472億円）、総務費－総務管理費/企画費（2兆693億円）、民生費－社会福祉費（1兆9,849億円）、民生費－児童福祉費（1兆9,024億円）、民生費－老人福祉費（1兆8,048億円）となっている。

図表：平成29年度地方単独事業（ソフト）の目的別単純合計決算額・純計額

区分	都道府県	市町村	(億円)		
			単純合計額 (実数)	純計額 (実数)	純計額 (補正後)※
01民生費 計	16,462	50,474	66,936	58,024	58,205
01-01 児童福祉費 小計	4,991	17,109	22,100	18,965	19,024
01-02 老人福祉費 小計	4,565	15,664	20,229	17,992	18,048
01-03 生活保護費 小計	135	911	1,047	953	956
01-04 社会福祉費 小計	6,557	16,627	23,184	19,787	19,849
01-05 災害救助費 小計	214	163	377	327	328
02衛生費 計	4,434	29,232	33,666	28,308	28,396
02-01 清掃費 小計	349	16,421	16,770	12,379	12,418
02-02 保健衛生費 小計	3,225	12,602	15,828	14,894	14,940
02-03 結核対策費 小計	5	66	72	71	72
02-04 保健所費 小計	52	83	135	131	132
02-05 医薬費 小計	803	59	862	833	835
03労働費 計	411	849	1,261	1,232	1,236
04農林水産業費 計	2,821	2,625	5,445	5,068	5,083
04-01 農業費 小計	771	1,282	2,052	1,874	1,880
04-02 畜産業費 小計	197	213	410	395	397
04-03 農地費 小計	172	532	703	614	616
04-04 林業費 小計	1,351	403	1,754	1,680	1,685
04-05 水産業費 小計	330	196	525	505	506
05商工費 計	28,140	12,554	40,694	40,498	40,623
05-01 商工費 小計	27,686	10,834	38,520	38,353	38,472
05-02 観光費 小計	454	1,720	2,174	2,145	2,151
06土木費 計	3,361	9,028	12,389	11,957	11,995
06-01 土木管理費 小計	577	864	1,440	1,409	1,413
06-02 道路橋りょう費 小計	182	1,581	1,763	1,703	1,708
06-03 河川海岸費 小計	147	210	357	346	347
06-04 港湾費 小計	319	393	712	603	605
06-05 街路費 小計	117	433	550	545	547
06-06 公園費 小計	311	1,815	2,126	2,113	2,120
06-07 下水道費 小計	468	1,562	2,030	2,011	2,017
06-08 区画整理費等 小計	50	934	984	951	954
06-09 住宅費 小計	1,051	1,196	2,246	2,110	2,117
06-10 空港費 小計	141	41	182	166	167

<sup>1</sup> 回答のあった3,100団体の内訳は、46都道府県19指定都市1,698市町村23特別区1,314一部事務組合・広域連合である。

なお、1県1指定都市については未提出となっている。

(億円)

区分	都道府県	市町村	単純合計額 (実数)	純計額 (実数)	純計額 (補正後)※
07警察費 計	3,110	0	3,110	3,055	3,065
08消防費 計	210	8,227	8,437	2,861	2,870
09教育費 計	11,080	23,566	34,646	33,976	34,082
09-01 教育総務費 小計	4,907	3,269	8,176	8,067	8,093
09-02 小学校費 小計	157	4,491	4,648	4,638	4,652
09-03 中学校費 小計	325	2,576	2,902	2,879	2,888
09-04 高等学校費 小計	2,107	166	2,272	2,261	2,269
09-05 特別支援学校費 小計	547	106	653	649	651
09-06 幼稚園費 小計	298	586	884	818	821
09-07 社会教育費 小計	735	4,449	5,185	5,132	5,148
09-08 体育施設費等 小計	600	2,513	3,112	3,090	3,100
09-09 学校給食費 小計	61	4,848	4,909	4,871	4,886
09-10 大学費 小計	1,342	563	1,905	1,570	1,575
10総務費 計	10,072	20,081	30,154	26,063	26,144
10-01 総務管理費/企画費 小計	5,151	16,884	22,036	20,629	20,693
10-02 徴税費 小計	3,176	2,128	5,304	3,446	3,457
10-03 戸籍・住民基本台帳費 小計	2	664	666	661	663
10-04 市町村振興費 小計	1,180	15	1,194	584	586
10-05 選挙費 小計	135	237	372	258	259
10-06 防災費 小計	403	103	506	411	412
10-07 統計調査費 小計	9	33	42	41	41
10-08 人事委員会費 小計	10	3	12	12	12
10-09 監査委員費 小計	7	16	22	22	22
11議会費 計	187	338	525	521	523
12災害復旧費 計	1	7	8	7	7
13公債費 計	16	28	44	44	44
14諸支出金等 計	43,923	275	44,198	443	444
合 計	124,230	157,285	281,515	212,058	212,716

※ 調査表未提出の団体が存在することから、H29決算統計90表の純計額合計と合計額が同じになるように補正している。

なお、純計額は都道府県・市町村・一部事務組合の間における補助費等の重複を控除したものであり、「地方単独事業の決算額」、「地方単独事業（ソフト）の単純合計額」、「地方単独事業（ソフト）の純計額」の関係は以下のとおりである。

「地方単独事業の決算額」＝地方が単独で実施している事業の決算額の合計

「地方単独事業（ソフト）の単純合計額」＝「地方単独事業の決算額」－

（「人件費」＋「物件費のうち備品購入費及び地方債発行手数料等」＋「維持補修費」＋「補助費等のうち公営企業繰出金」＋「普通建設事業費」＋「災害復旧事業費」＋「失業対策事業費」＋「公債費」＋「積立金」＋「繰出金のうち公営企業繰出金」）

「地方単独事業（ソフト）の純計額」＝「地方単独事業（ソフト）の単純合計額」－

「団体間の重複額（「補助費等のうち都道府県に対するもの、市町村に対するもの及び一部事務組合に対するもの」＋「貸付金のうち他団体に対するもの）」

図表：地方単独事業の各決算額の関係

性質別区分	
地方 単 独 事 業	人件費
	物件費
	うち備品購入費
	うち地方債発行手数料等
	維持補修費
	扶助費
	補助費等
	うち都道府県に対するもの
	うち市町村に対するもの
	うち一部事務組合に対するもの
	うち公営企業操出金
	うち税還付金
	普通建設事業費
	災害復旧事業費
	失業対策事業費
	公債費
	積立金
	投資・出資金
	貸付金
	うち他団体に対するもの
うち年度内回収分	
繰出金	
うち公営企業操出金	
前年度繰上充用金	

色着色を「地方単独事業の決算額」から除いたものが、「地方単独事業（ソフト）の単純合計額」となる。

色着色を「地方単独事業（ソフト）の単純合計額」から除いたものが、「地方単独事業（ソフト）の純計額」となる。

## （２）歳出小区分別決算額

歳出小区分別決算額については、別紙２「歳出小区分別決算額（平成 29 年度）」のとおりである。

## 2. 各団体からの意見

平成 29 年度決算調査と合わせて実施した意見照会の結果概要は以下のとおりであった。(詳細については別紙 3「各団体からの意見」を参照)

質問項目及び各団体からの意見の概要	件数
(1) 調査表や記載要領の改善点	466
歳出小区分の設定先の追加に関する意見	150
記載要領の明確化に関する意見	155
区分の集約に関する意見	23
新たな歳出小区分の追加に関する意見	27
その他	109
(2) 各地方公共団体における決算統計システム改修を含めた事務負担の見通しや対応に必要となる期間等	883
調査の時期に関する意見	295
調査の期間に関する意見	119
システム改修に関する意見	234
事務負担に関する意見	208
その他	27
(3) 「見える化」による他団体比較	59
(4) 「見える化」にあたっての公表方法・公表様式	169
公表(活用)すべきである旨の意見	56
限定して公表(活用)すべきである旨の意見	34
公表(活用)に懸念がある旨の意見	56
その他	23
(5) 複数の目的別大区分・中区分の下に設定する歳出小区分の統一の可否	112
不都合あり	38
不都合なし(対応可能)	55
その他	19

合計 1,689 件

### (1) 調査表や記載要領の改善点 (466 件)

#### ① 歳出小区分の設定先の追加に関する意見 : 150 件

平成 29 年度決算調査においては、前述のとおり、複数の目的別区分に同一の歳出小区分を設定しているものがあるが、各団体からはこれら以外にも歳出小区分の設定先を追加すべきである旨の意見が出されているところであり、その主なものは次ページの表のとおりである。

図表：歳出小区分の目的別区分の設定追加についての意見

歳出小区分	平成29年度決算調査における設定先	各団体から追加設定の意見が出された設定先
1. 159 乳幼児医療費助成（義務教育就学前分）	民生費－児童福祉費、衛生費－保健衛生費	民生費－社会福祉費
2. 160 乳幼児医療費助成（義務教育就学後分）	民生費－児童福祉費、衛生費－保健衛生費	民生費－社会福祉費
4. 162 母子（父子）家庭医療費助成	民生費－児童福祉費、衛生費－保健衛生費	民生費－社会福祉費
7 公立保育所（地方単独事業分）（運営事業費）	民生費－児童福祉費	民生費－社会福祉費
8 公立認定こども園（地方単独事業分）	民生費－児童福祉費	教育費－幼稚園費
11 公立子育て支援施設（在宅育児家庭相談室事業費等）	民生費－児童福祉費	教育費－幼稚園費
13 知的障害児施設等（療育センター等含む）	民生費－児童福祉費	民生費－社会福祉費
18 保育料等軽減	民生費－児童福祉費	教育費－教育総務費、教育費－幼稚園費
22 私立認定こども園（地方単独事業分）	民生費－児童福祉費	教育費－教育総務費、教育費－幼稚園費
26 病児・病後児保育事業	民生費－児童福祉費	教育費－教育総務費
27 放課後児童健全育成（放課後児童クラブ、放課後子ども教室等）（地方単独事業分）	民生費－児童福祉費	教育費－社会教育費、教育費－小学校費
30 母子家庭等支援（母子生活支援施設運営費負担等）	民生費－児童福祉費	民生費－社会福祉費
33 子育て支援（一時預かり、保育ママ、児童家庭相談、私立子育て支援施設等）（地方単独事業分）	民生費－児童福祉費	衛生費－保健衛生費
34 子どもの発達相談・支援（育児教室臨床心理指導委託料等）	民生費－児童福祉費	民生費－社会福祉費、教育費－教育総務費
35 子ども・若者（青少年）育成支援（青少年補導センター活動費等）	民生費－児童福祉費	民生費－社会福祉費、教育費－社会教育費
36 結婚相談	民生費－児童福祉費	民生費－社会福祉費
37 子ども・子育て関係団体補助	民生費－児童福祉費	教育費－社会教育費
59 老人憩の家（運営経費・指定管理料等）	民生費－老人福祉費	民生費－社会福祉費
60 地域包括支援センター	民生費－老人福祉費	民生費－社会福祉費
66 高齢者移動支援（交通費助成、敬老バス等）	民生費－老人福祉費	民生費－社会福祉費
75 高齢者の生き甲斐と健康づくり推進事業（明るい長寿社会づくり推進事業）（高齢者文化活動等）	民生費－老人福祉費	教育費－社会教育費
83 外国籍住民等福祉給付金助成	民生費－老人福祉費	民生費－社会福祉費
87. 135 福祉事務所	民生費－生活保護費、民生費－社会福祉費	民生費－社会福祉費
103 国民健康保険（地方単独事業分（事務費充当分））	民生費－社会福祉費	衛生費－保健衛生費
105. 163 障害者（心身障害児、精神障害者）医療費助成（事務費も含む）	民生費－社会福祉費、衛生費－保健衛生費	民生費－児童福祉費
115 児童デイサービス施設	民生費－社会福祉費	民生費－児童福祉費
131 障害者就労促進（事業者への助成含む）	民生費－社会福祉費	労働費－労働諸費
142 遺族等援護（中国残留邦人、戦傷病者等含む）	民生費－社会福祉費	労働費－労働諸費
143 交通災害共済	民生費－社会福祉費	商工費－商工費
144 国民年金関係事業（納付相談等）（地方単独事業分）	民生費－社会福祉費	教育費－小学校費、教育費－中学校費
150 その他の社会福祉関係サービス	民生費－社会福祉費	総務費－総務管理費/企画費
152. 346 災害救助費	民生費－災害救助費、消防費－消防費	民生費－社会福祉費
153 廃棄物対策事業（産業廃棄物対策・ゴミ収集・ゴミ処理施設維持管理に係る経費等）	衛生費－清掃費	衛生費－保健衛生費
155 浄化槽維持管理推進事業	衛生費－清掃費	衛生費－保健衛生費
156. 211 その他環境企画に係る経費	衛生費－清掃費、衛生費－保健衛生費	衛生費－清掃費
169 不妊治療費助成（地方単独事業分）	衛生費－保健衛生費	民生費－児童福祉費
171 乳幼児健康診査	衛生費－保健衛生費	民生費－児童福祉費
185 A E D（自動体外式除細動器）の設置・管理、高度医療機器の整備促進等	衛生費－保健衛生費	設置先の各施設の目的別区分
187. 228 医療人材（医師・看護師・保健師等）確保（看護師等養成所含む）	衛生費－保健衛生費、衛生費－医薬費	教育費－大学費
198. 230 輸血用血液の安定確保、献血推進事業等	衛生費－保健衛生費、衛生費－医薬費	民生費－社会福祉費
208 環境保全事業（ポイ捨て防止等、環境美化啓発）	衛生費－保健衛生費	衛生費－清掃費
209 公害対策費（汚濁調査等）	衛生費－保健衛生費	衛生費－清掃費
210 地球温暖化対策推進事業	衛生費－保健衛生費	衛生費－清掃費、総務費－総務管理費/企画費
215 火葬・葬送関連経費（火葬場・墓地運営管理含む）	衛生費－保健衛生費	総務費－戸籍・住民基本台帳費
219. 433 エネルギー政策関係経費（再生可能エネルギー普及啓発経費等）	衛生費－保健衛生費、総務費－総務管理費/企画費	商工費－商工費
223. 241 その他の医療・保健関係サービス	衛生費－保健衛生費、衛生費－医薬費	民生費－社会福祉費
224 結核対策（健康診断等）	衛生費－結核対策費	衛生費－保健衛生費
248 公立労働福祉施設・労働センター等	労働費－労働諸費	民生費－社会福祉費
254 雇用均等行政経費	労働費－労働諸費	総務費－総務管理費/企画費
288 消費者行政	商工費－商工費	民生費－社会福祉費、総務費－総務管理費/企画費
289 制度融資	商工費－商工費	労働費－労働諸費
295 技術開発・高度化	商工費－商工費	総務費－総務管理費/企画費、労働費－労働諸費
296 中小企業対策	商工費－商工費	労働費－労働諸費
302 その他臨工業費	商工費－商工費	土木費－住宅費
304 観光プロモーション	商工費－観光費	総務費－総務管理費/企画費
307 観光イベント	商工費－観光費	総務費－総務管理費/企画費
312. 432 国土計画・土地利用（土地利用調整・地下調査等）	土木費－土木管理費、総務費－総務管理費/企画費	土木費－区画整理費等、農林水産業費－農地費
316 交通安全事業（カーブミラー等）	土木費－道路橋りょう費	総務費－総務管理費/企画費
319 ダム管理事業（ダム管理費、ポンプ場管理費等）	土木費－河川海岸費	農林水産業費－農地費
320 砂防等事業（土砂災害防止対策費等）	土木費－河川海岸費	土木費－土木管理費
324. 431 交通政策（地域公共交通対策等）	土木費－街路費、総務費－総務管理費/企画費	商工費－商工費
326 下水道事務（下水道台帳整備費等）	土木費－下水道費	農林水産業費－農業費
329 住宅整備事務（住宅維持管理費等）	土木費－住宅費	労働費－労働諸費
330 住宅耐震対策（住宅耐震対策事業費等）	土木費－住宅費	消防費－消防費
332. 419 空き家対策	土木費－住宅費、総務費－総務管理費/企画費	衛生費－保健衛生費、農林水産業費－農業費
342 消防庁舎維持管理	消防費－消防費	総務費－総務管理費/企画費
352. 371. 376. 383 障害児教育等幼児教育支援	教育費－教育総務費、教育費－小学校費、教育費－中学校費、教育費－特別支援学校費	教育費－教育総務費
358 奨学金（高等学校等奨学金貸与事業等）	教育費－教育総務費	教育費－高等学校費、教育費－大学費
362. 394 施設管理（教育施設管理運営費等）	教育費－教育総務費、教育費－社会教育費	教育費－小学校費、教育費－中学校費
365 国際教育（ALT配置、交換留学事業等）	教育費－教育総務費	教育費－小学校費、教育費－中学校費
366 特定教育振興（主催者教育推進事業等）	教育費－教育総務費	総務費－総務管理費/企画費
367 教育研究（教育指導研究費）	教育費－教育総務費	教育費－小学校費、教育費－中学校費
368 教育振興（学力・学習状況調査事業費等）	教育費－教育総務費	教育費－小学校費、教育費－中学校費
370. 375 準要保護児童生徒援助・給食援助（地方単独事業分）	教育費－小学校費、教育費－中学校費	教育費－学校給食費
385 公立幼稚園（地方単独事業分）	教育費－幼稚園費	教育費－幼稚園費
392 社会教育（青少年教育、男女共同参画推進等。社会教育施設の管理運営費を含む）	教育費－社会教育費	総務費－総務管理費/企画費
393 公民館（公民館管理費等）	教育費－社会教育費	総務費－総務管理費/企画費
395 文化施設管理（博物館、美術館等管理運営費等）	教育費－社会教育費	教育費－教育総務費
398 その他社会教育費	教育費－社会教育費	総務費－総務管理費/企画費
399 体育施設管理（陸上競技場等管理運営費等）	教育費－体育施設費等	教育費－小学校費、教育費－中学校費
400 スポーツ振興（選手育成事業費、スポーツ普及活動費等）	教育費－体育施設費等	教育費－小学校費、教育費－中学校費、教育費－社会教育費、総務費－総務管理費/企画費
407. 437 ふるさと納税関係事業	総務費－総務管理費/企画費、総務費－徴収費	農林水産業費－農業費
403 公立大学運営事業（公立大学支援費等）	教育費－大学費	総務費－総務管理費/企画費
415 国際交流（姉妹都市交流、外国人留学生受け入れ等に係る経費）	総務費－総務管理費/企画費	商工費－商工費
416 旅券発給	総務費－総務管理費/企画費	総務費－戸籍・住民基本台帳費
430 地域振興（移住定住促進、過疎対策、中山間地域振興等）	総務費－総務管理費/企画費	商工費－商工費
435 その他情報・システム	総務費－総務管理費/企画費	商工費－商工費
456 災害復旧費	災害復旧費－災害復旧費	総務費－総務管理費/企画費

② 記載要領の明確化に関する意見：155件

記載要領の記載の明確化を求める意見のうち主なものは以下のとおりであり、該当する事業の具体例の追記等を求める意見が多く寄せられたところである。

図表：記載要領の記載の明確化に関する意見の例

歳出小区分	意見
150 その他の社会福祉関係サービス	「その他の貧困・格差対策等関係サービス」と記載されており、それに関連していないと計上できないように見えるため紛らわしい。
153 廃棄物対策事業（産業廃棄物対策・ゴミ収集・ゴミ処理施設維持管理に係る経費等）	一般廃棄物も追記してほしい ゴミについての記載のみなので、し尿処理について記載してほしい
154 リサイクル実施関係経費（分別収集にかかる経費、啓発に係る経費等）	中間処理施設を記載してほしい
155 浄化槽維持管理促進事業	集落排水事業の記載を追加してほしい
182 公立病院・診療所、公立大学病院、国保病院（一般会計負担）	地方独立行政法人への出資金等の記載を追記してほしい
214 水道対策事業（専用水道等事務費等）	簡易水道事業、飲料水供給事業を追加してほしい
259 農村支援	「地力増進法」となっているが「地域整備」、「中山間振興」を勘案すると地域振興5法（特定農山村法、山村振興法、過疎法等）が適当と思われる
284 漁港漁場	漁業調整に関する事務（漁業法）については、285水産指導・監督に含めた方が分かりやすい。併せて番号284に漁港漁場整備法をいれると分かりやすい。
326 下水道事務（下水路台帳整備費等）	下水道会計等への繰出を明記していただきたい。
338 常備消防費、342 消防庁舎維持管理	消防署所について本区分か消防庁舎維持管理経費にすべきかわかりにくい。常備消防のみを運営する一部事務組合は経費の全てが本区分か消防庁舎維持管理などにそれぞれ記載するのか示してほしい。
340 消防団等地域防災強化	消防団の人員に係る経費の計上先について明記してほしい
369 その他教育総務費	スクールバスの運行に係る経費をどこに計上するのか明確にしてほしい。
407 ふるさと納税関係事業	企業版ふるさと納税にかかる経費について明確に示していただきたい。
410 公有財産管理運営（庁舎及び特定目的施設を除く公有財産の維持管理に係る経費）	特定目的施設を除くとあるが特定目的施設に関する経費の計上先がわからない。
412 一般管理（総務費のその他事務費）、436 その他総務費	総務費の他の区分に該当しないものをどちらに計上すべきか具体的に明確にしてほしい。
435 その他情報・システム	特定の事務事業のシステムの場合、その事務事業の目的別に計上すべきか否かがわかりにくい。
全般	建設事業費についても各区分に計上すべき旨を明確化してほしい。

③ 新たな歳出小区分の追加に関する意見：27件

新たな歳出小区分を追加してほしいという意見としては、以下のようなものがあつた。

（例）

- 公共施設マネジメントに係る区分の追加を検討して欲しい。
- 基金の積立てのみを計上する区分を追加して欲しい。
- 職員給等の人件費については、各事業の決算額により按分することとなっているが、市長、副市長、教育長の特別職給及び一般職退職手当は各事業に計上するのは適切でないため、「その他」に計上しなければならないことから、歳出小区分に「特別職給」、「職員に係る退職手当」を追加してはどうか。
- 決算額として、国・県支出金に対する精算返納金があり、歳出小区分には該当するものがないため、本来の歳出小区分に計上しているが、精算返納金は他の経費とは性質が異なるため、歳出小区分に「国・県に対する精算

返納金」を追加してはどうか。

④ その他：109 件

①～③の他、以下のような意見があった。

(例)

- システム関連経費については、事業立てしていないために明確な振り分けが困難である。
- システム関連経費については、具体の事業に振り分けて計上するか、システム関連経費として計上するか判断が難しい。
- 人件費については、該当する歳出小区分に按分して計上しているが、どの歳出小区分に按分するか各自治体により判断基準が異なり、各歳出小区分の決算額に大幅な差異が生じる可能性がある。
- 端数調整については、決算統計と異なり手作業による対応となっているため、端数調整用の歳出小区分を中区分、もしくは大区分ごとに設けていただきたい。

(2) 各地方公共団体における決算統計システム改修を含めた事務負担等 (883 件)

平成 30 年度以降の決算調査を行う時期や期間、システム改修等に関しては、以下のような意見があった。

① 調査の時期に関する意見：295 件

平成 29 年度決算調査 (10 月 12 日発出、11 月 30 日提出期限) は、次年度の予算編成時期と重なったため、予算編成と同時期の調査は避けて欲しいという意見が多数あった。主な意見は以下のとおりである。

(例)

- 決算統計と一体不可分な作業であるため、決算統計と同時期の調査が望ましい。ただし、作業には詳細な情報の把握が必要となることから提出期限については一定程度配慮していただきたい。
- システムが対応しておらず、調査が決算統計と重なると手作業が増えることとなり、時間がかかることから、11 月末回答 (9 月照会) で実施してもらいたい。
- 今回の調査に対応するにあたり、来年度の当初予算編成と本年度 12 月補正との業務を併行して行わなければならない状況になり、割かれる業務時間は多大なものがあつた。来年度以降、この調査を同時期に行うことは止めていただきたい。せめて、8 月～9 月の期間でお願いしたい。
- 次年度以降の照会時期については、今回と同時期 (11 月) 若しくは 10 月

頃がありがたい。反対に7月～9月及び12月以降は避けていただきたい。

② 調査の期間に関する意見：119件

期間に関しては、調査の対応には1ヶ月～2ヶ月は必要である、という意見が多かった。

(例)

- 今回の調査に対応するに当たり、集計作業等をエクセルによる手作業で行うため2～3週間程度の時間を要した。定例化する際は調査を実施する前の事前連絡や今回調査と同期間程度の回答期間の確保が必要と考える。
- 財務会計システムの改修だけでは対応できない部分、例えば人件費については個別に確認や項目への計上をしなくてはならず、対応に相当の期間（2，3か月程度）が必要となることが見込まれる。
- 今回の調査時期や内容と変わりが無い場合、対応に1か月は必要と思われる。また、調査時期や調査内容に変動があった場合は、1か月以上必要と思われる。

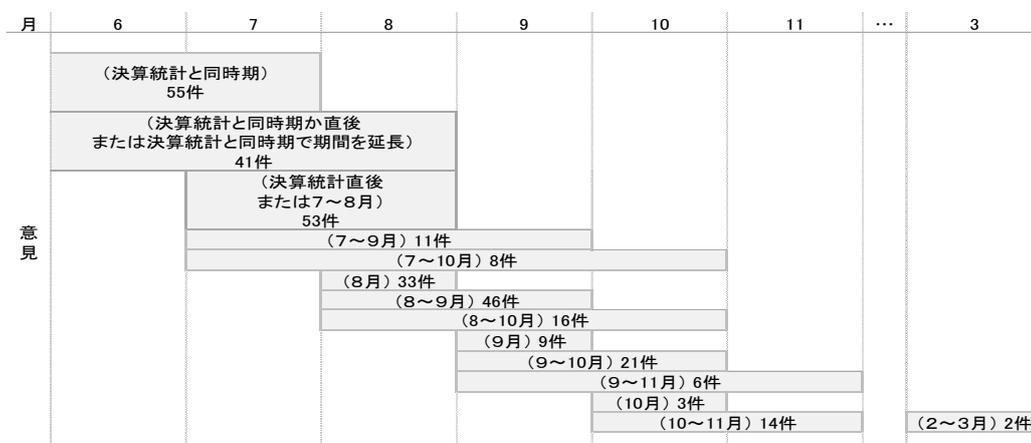
図表：調査の期間に関する意見

期間	1ヶ月*	1ヶ月以上	1ヶ月半	2ヶ月	3ヶ月
回答数	64	10	13	23	1

\*:「1ヶ月」には「1ヶ月未満」という回答数を含む

時期(①)及び期間(②)について、具体的に記載のあった意見について集約すると、次の図のとおりである。

図表:調査の時期に関する意見類型とその件数



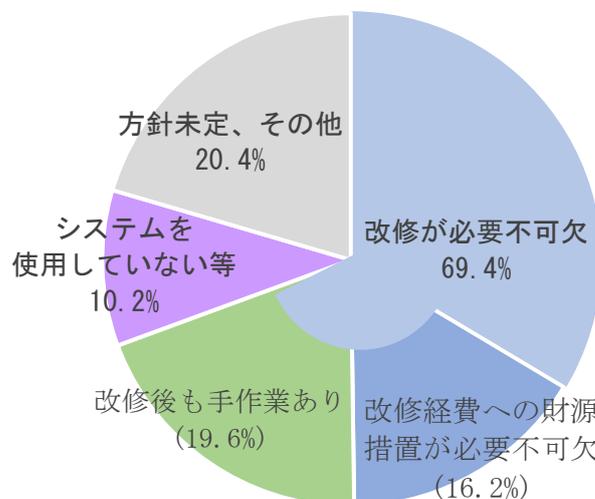
③ システム改修に関する意見：234件

システム改修に関する主な意見は以下のとおりであり、システム改修が必要不可欠であるという意見が多数寄せられ、約7割に上っているところである。

(例)

- 財務会計システムの改修も検討せざるを得ず、現時点では具体的な数字は示せないが相当の期間と改修費用がかかるものと思われる。本町のような小規模自治体において、当該改修費用を捻出するのは容易ではなく、地方交付税などによる財政措置が必要不可欠である。
- 定期的な調査となればシステム改修も検討する必要があるが、その財源を捻出することが困難である。仮にシステムを改修する必要がある場合は地方交付税措置ではなく、国庫補助金として財源の確保を行っていただきたい。
- 決算関係システムについて、当初は改修が必要なものと見込んでいたが、契約業者と調整した結果、通常の維持管理予算の範囲内で対応できたため、新たな支出は伴わなかった。
- 歳出小区分がここまで細かいと、システム改修も困難である。仮に歳出小区分ごとに集計できるよう改修しても、予算事業区分が細かくなりすぎて、予算編成作業も予算執行も煩雑になる。
- 今後、歳出小区分が毎年度見直されるようであれば、その都度システムを改修することは困難である。
- 本調査の必要性は理解できる。しかし、時間や労力を相当程度要したため、短時間かつ少労力で調査可能となるよう、システム改修等への支援を望む。

図表：システム改修に関する意見



④ 事務負担に関する意見：208 件

各団体の事務負担に関する主な意見は以下のとおりであり、「見える化」の趣旨については理解するものの何らかの形で事務負担の軽減を求める旨の意見が多く寄せられたところである。

(例)

- 決算統計や社会保障施策経費調査に加えた本調査等、関連性のある内容についての調査が別個に行われており、回答作成のための事務効率が非常に悪い状態にある。調査の必要性があるのであれば、計画的に実施し、回答作成のための不必要な事務負担をなくしていただきたい。
- 「見える化」については理解し、より詳細な情報提供も必要だと認識はしているが、ここまで負担がかかってまで知りたいような情報ではなく、本来であれば自治体間の情報共有・分析・活用を目的とするものが、やっただけで終わってしまう可能性がある。調査時期を見直すか、歳出小区分をもう少し大括りにしてもらえるとありがたい。
- 調査項目（歳出小区分）について、団体の歳出項目と一定の紐付けを行う関係上、極力変更が生じないことが望ましい（現在は調査の初期段階であるので、次回については変更はやむを得ないと考える）。

⑤ その他の意見：27 件

その他、調査の意義、実施の是非等について、以下のような意見があった。

(例)

- 財政状況調査で一度回答しているにも関わらず再度詳細調査しなければならないのか疑問に感じる。単独事業は自治体規模や事情により他の自治体とは異なる。単純に比較する意義が見出せない。
- 各地方公共団体は、国と地方は対等であるという基本的な認識と、信頼関係のもと、主体的に、財政運営に取り組んでおり、これほどまでに、詳細な執行内容の分析と提供を、一方的に求められることは、国による管理の範囲を超えていると感じる。

(3) 「見える化」による他団体比較 (59 件)

他団体との比較を行うことが有用であると考えられる経費に関しては、以下のような意見があった。

(例)

- 道路の除排雪に係る事業費（除雪機械整備も含む）
- 地震や水害に備えるための、ため池や水路等の農業用施設の改修経費

#### (4) 「見える化」に当たっての公表方法・公表様式 (169件)

公表方法や公表様式について寄せられた主な意見は以下のとおりであり、公表（活用）すべきである旨の意見、限定して公表（活用）すべきである旨の意見、公表（活用）に懸念がある旨の意見、の3つに分かれたところである。

##### ① 公表（活用）すべきである旨の意見：56件

(例)

- 地方単独事業には、各自治体の財務構造の特徴や、重点施策等が現れるものであることから、共通的な様式で比較可能性が担保されるのであれば、これまでに以上に類似他都市との詳細な比較分析を行うことができるようになることから、積極的に活用を行いたいと考えている。例えば、本調査の様式を簡略化した上で財政状況資料集の1つとして掲載することにより、財政状況の見える化を図るとともに、簡易に他都市分析ができるようになることは非常に有意義な取組であると考えている。
- 膨大な作業量を要する調査であるため、市町村に対しては、結果及び分析について公表するようにしてほしい。

##### ② 限定して公表（活用）すべきである旨の意見：34件

(例)

- 人件費については、単純に按分すると実態を正確に反映することが非常に困難となり、また、どの区分の業務に按分すべきか判断が難しい。公表に当たっては、人件費を無理に按分するのではなく、「その他」項目に一括計上することを広く認めて欲しい。
- 全ての項目を公表する必要はなく、先進的な項目や、地域間で格差があるような項目に限定して公表することが望ましいと考える。
- 決算統計のように個別団体ごとの調査データを公表するのではなく、類似団体や都道府県単位（指定都市・市・町村）で集計したデータ等を公表することとしていただきたい。

##### ③ 公表（活用）に懸念がある旨の意見：56件

(例)

- 公表する前に、まず各団体の調査結果が他団体と比較できる精度で項目ごとに正しく分類されているかを検証する必要がある。
- 「見える化」することに対して否定するつもりはないが、受益者負担の原則を逸脱した過度なサービス提供（給食費無料、保育料無料、こども医療費無料など）が他団体と比較できるような形で見える化（公表）されることについては、疑問を感じる。それぞれの地域の実情に応じたまちづくり

を実施していても、比較公表されると無料化している市町村がクローズアップされることで住民感情が高まり、過度な住民サービスを強いられる恐れがあるためである。「見える化」を進めれば進めるほど、最終的には市町村独自の施策に充てる財源が減ることが想定される。

- 今回の調査内容を集計し、公表されたとしても、市町村にとって集計数値を行財政に反映させることは難しい。各自治体で独自の施策を実施しているなか、金額での「見える化」による比較検討により得られる成果が不明瞭で、各自治体現場においては活用が困難である。

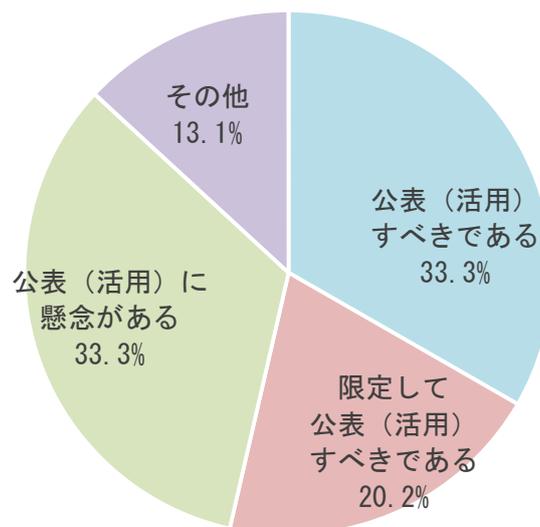
#### ④ その他：22件

①～③の意見の他、地方単独事業（ソフト）の「見える化」の意義そのものについて、以下のような意見があった。

（例）

- 財政状況資料集などで既に他団体比較する指標等も多くあり、本調査の内容も新たに追加していくのであれば、比較する指標等を整理して、分析等を行う事務負担についても軽減していただきたい。本調査の活用・公表より、まずは財務書類（固定資産台帳を含む）の活用などを検討していただきたい。
- 見える化も大事ではあるが、地方公共団体職員の事務負担の増加に繋がらないようにしてほしい。

図表：「見える化」に当たっての公表方法・公表様式に関する意見



(5) 複数の目的別大区分・中区分の下に設定する歳出小区分の統一の可否 (112 件)

複数の目的別大区分・中区分の下に設定する歳出小区分について、今後、計上すべき目的別大区分・中区分を全国的に統一することとした場合の不都合の有無についての意見のうち主なものは以下のとおりであり、不都合なし（対応可能）とする意見が約半数を占めたところである。

① 不都合あり：38 件

(例)

- 本調査における目的別区分と各自治体の予算上の目的別区分との間に、不突合が生じることで、自治体予算の仕組みに影響を及ぼすおそれがある。仮に不突合でも差し支えないとの扱いにしたとしても、対外的な説明はしづらい状況になり、好ましい状況とは言えない。
- 各自治体においては、事業の趣旨等を踏まえ目的別区分を設定していると思われるため、同様の事業であっても目的別区分が相違することはやむを得ないと思われる。統一することにより、意図した政策目的と異なる目的別区分に分類されてしまうと、自治体の政策の方向性も変わったと受け取られかねない。
- 決算数値を目的別区分ごとに前年度と比較しているため、目的別区分の変更による影響が出てしまう。

② 不都合なし（対応可能）：55 件

(例)

- 統一すべき項目を具体的かつ決算統計作成前までに事前に提示してもらえれば統一は可能と考える。統一初年度は、対前年度比較が大幅に変わる場合も想定される。その場合も、要因を整理した上で OK エラーとして取り扱うこともご了承いただきたい。
- 計上先を全国的に統一することについての意見はないが、本調査は決算統計調査と密接に関わりがあることから、どの費目に計上すべきかを決算統計調査実施時に明示していただきたい。
- 可能な限り予算と決算統計の目的は一致させたいため、全国的に統一する場合は、何年度の決算分から統一するのかを早めに示していただきたい。

③ その他：19 件

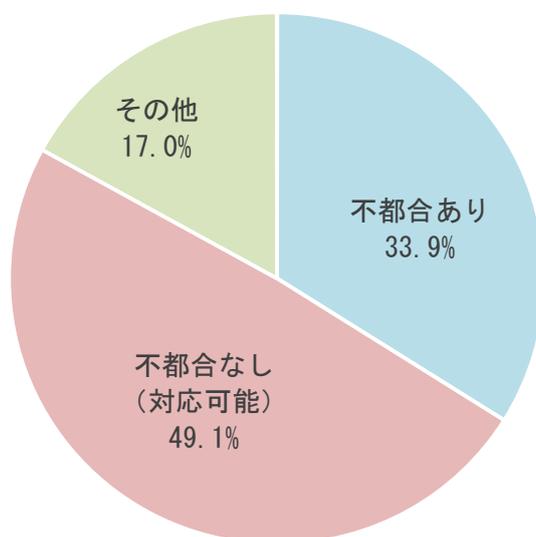
(例)

- 単独で行う事業の場合、市独自の視点で行っている事業もあると思う。新

規調査ということもあり、設定先の目的別大区分・中区分を全国統一するまでには、地方公共団体の意見集約も含め、慎重に対応をお願いしたい。今回のように、複数の目的別大区分・中区分の下に設定しても、こういった目的に、どのような支出があるかは分析可能と思うので、むしろそのような項目を増やしてもらった方が「その他」に分類するものは減って回答しやすいと思う。

➤設定先の歳出の目的別大区分・中区分を全国的に統一するというのであれば、地方自治法施行規則第15条別記も改正されたい。

図表：複数の目的別大区分・中区分の下に設定する歳出小区分の統一の可否に関する意見



## 第4 今後の課題

### 1. 平成29年度決算調査を通じて明らかになった課題

今回の「見える化」の取組は、地方単独事業（ソフト）について全国の状況をより詳細に把握・分析することを目的としたものであり、その結果の概要については、「第3 平成29年度決算調査結果 1. 調査結果」において記載したとおりである。

「第3 平成29年度決算調査結果 2. 各団体からの意見」を踏まえると、今後、地方単独事業（ソフト）の決算額について決算統計の調査内容の充実を図るためには、以下の課題についてさらに検討を進める必要があると考えられる。

#### （1）歳出小区分の設定のあり方

歳出小区分のあり方については、「第3 平成29年度決算調査結果 2. 各団体からの意見」に記載のとおり多くの意見が寄せられたところであり、歳出小区分の振り分けの統一性を確保するため、検討会においても、以下の意見が出されたところであり、地方公共団体の意見やヒアリングも踏まえながら、引き続き検討を行う必要がある。

- ・ 人件費の計上に関しては、各目的別中区分の下に人件費のみを計上する歳出小区分を設定することも考えられる。
- ・ 地方自治法施行規則別記に規定されている款項目と基本的に一致する各目的別中区分の下に歳出小区分を設定することとなるため、地方自治法施行規則別記も改正し、各団体の予算及び決算への経費の計上基準についても明確化すべきではないか。

#### （2）歳出小区分への計上の精度向上

「第3 平成29年度決算調査結果 2. 各団体からの意見（1）調査表や記載要領の改善点」に記載のとおり、地方単独事業の決算については、各団体において当該事業の政策目的を判断の上、それぞれの事業に係る経費が各目的別区分に計上されている。

また、記載要領の明確化を求める意見を含め、歳出区分への計上の精度の確保について各団体から多くの意見が寄せられ、また、「見える化」に当たっては、まずは各団体の調査結果が他団体と比較できる精度で正しく計上されているかを検証する必要がある、といった意見も寄せられたところである。

これらを踏まえ、歳出小区分への計上の正確性を確保するため、地方公共団体の意見やヒアリングを踏まえながら、引き続き検討を行い、記載要領の明確化等による対応も含め、歳出小区分への計上の精度を向上させる必要がある。



## 2. 平成 30 年度決算調査

### (1) 平成 30 年度決算調査の方針

「第 4 今後の課題 1. 平成 29 年度決算調査を通じて明らかになった課題に」でも記載のとおり、今回の平成 29 年度決算調査は、「見える化」の区分の妥当性や計上の正確性を検証するために実施した試行調査であり、平成 30 年度決算調査以降も同様の調査を行うに当たっては、歳出小区分の設定のあり方や計上の精度の向上について引き続き検討する必要がある。

以上を踏まえると、平成 30 年度決算調査については、平成 29 年度決算調査と同じ内容とすることを基本としつつ、各団体等からの意見やヒアリングを踏まえた上で調査を実施することとすべきである。

事務負担の軽減を求める意見については、当調査の趣旨が地方単独事業（ソフト）の全国状況のより詳細な把握にあることから、平成 29 年度決算調査で設定した歳出小区分の数を維持することを基本としつつ、調査の実施時期・期間については、団体の意見を踏まえて対応する方向で対応すべきである。

その際、平成 29 年度決算調査において、記載要領の明確化を求める意見が数多く寄せられたことを踏まえ、該当事業の具体例の明示や Q & A の充実等について、意見の趣旨を踏まえて可能な限り積極的に対応すべきである。

### (2) 平成 30 年度決算調査の実施時期

調査の実施時期及び期間については、「第 3 平成 29 年度決算調査結果 2. 各団体からの意見 (2) 各地方公共団体における決算統計システム改修を含めた事務負担等」に記載のとおり、次年度の予算編成時期と重ならないよう対応を求める意見が多かったところである。

また、平成 30 年度決算調査についてはシステム対応できない団体が多いと考えられ、決算統計と同じスケジュール（5 月中旬頃発出、県の提出期限 7 月中旬、市の提出期限 8 月中旬）で実施する場合には各対応が困難な団体が多くなるおそれがある。

一方、システム対応可能な団体が存在することも考えられることから、作業時期・期間について各団体が柔軟に対応できるよう、調査の発出は決算統計と同じタイミングとし、提出期限は平成 29 年度決算調査と同様に 11 月末とすべきである。

## 第5 提言

地方公共団体は、それぞれの地域の実情や住民のニーズを踏まえ、多種多様な地方単独事業（ソフト）を実施しており、総務省においては、その決算情報を明らかにする取組が進められてきた。

さらに近年、地方単独事業（ソフト）の規模が大きくなっていること等を踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）では、「地方財政計画の一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化する」こととされた。

このため、本検討会を設置し、地方財政計画の一般行政経費（単独）に相当する地方単独事業（ソフト）に係る決算情報について、全国の状況をより詳細に把握・分析し、その「見える化」のあり方を検討してきた。

検討会においては、検討の視点として、①地方単独事業（ソフト）を詳細に把握するため新たな歳出小区分を設定すること、②歳出小区分の設定に当たっては地方公共団体の自主性・主体性を制約することとならないようにすること、③新たな歳出区分の設定に伴う地方公共団体の事務負担、システム改修の必要性等に留意すること、等を整理した上で検討を重ねた結果、地方自治法施行規則別記において設定されている歳出区分と基本的に一致する目的別大区分・中区分の下に 371 の歳出小区分を設定することが適当であるとの結論に至った。

総務省では、新たな歳出小区分に基づき、平成 29 年度決算調査を実施した結果、ほとんど全ての地方公共団体から協力を得られ、地方単独事業（ソフト）の決算額 21.3 兆円について、歳出小区分別の決算額が取りまとめられたところである。

一方、同時に実施した地方公共団体への意見照会結果によると、歳出小区分の設定について多くの意見が寄せられるとともに、歳出小区分への計上の精度を確保するため記載要領の明確化等を求める意見のほか、各団体の調査結果が他団体と比較できる精度で正しく計上されているかを検証する必要があるとの意見も多く寄せられた。また、システム改修による対応の検討については、平成 29 年度決算調査は各団体の事務負担が大きく、今後決算統計として調査・公表するためには、各団体のシステム改修による対応が不可欠との意見が 7 割を超えている。さらに、決算統計システムによる調査を実施するためには、総務省におけるシステム対応とそのための予算措置が不可欠であることが判明したところである。

したがって、平成 29 年度決算調査結果については、歳出小区分の設定のあり方及び歳出小区分への計上の精度を検証するための試行調査であって、各歳出小区分への振り分け及び計上については各地方公共団体による判断のもと行われているものであり、現時点において必ずしも統一されていないことに留意する必要があることを明示すべきである。

検討会としては、平成 29 年度決算調査結果を踏まえつつ、①歳出小区分の設定のあり方（区分の数及び名称の妥当性）、②歳出小区分への計上精度の向上（振り分けの統一性及び数値の正確性）、③システム改修による対応の必要性等の課題への対応方策について、引き続き検討を行う必要があると考える。

総務省においては、各地方公共団体において歳出小区分と各事業の紐付けを行う作業に係る事務負担等を踏まえ、各歳出小区分をできる限り早期に固めるなど、これらの課題に適切に対応しつつ、地方公共団体に対しては、平成 32 年度にシステム改修を行うよう要請した上で、早ければ平成 33 年度に行う平成 32 年度決算調査から決算統計システムによる調査を実施する方向で検討を進めるべきである。なお、決算統計システムによる調査を実施することができるようになるまでは、各年度の決算調査は試行調査として実施すべきである。その際、自治体クラウド導入などシステム効率化に向けた取組と整合的に進められるよう配慮すべきである。

地方単独事業（ソフト）の「見える化」は、地方単独事業（ソフト）の決算情報について、全国の状況を把握・分析するために行うものであり、地方公共団体が、地方単独事業により、どのような行政サービスを行っているのかについて、全国の状況を把握・分析することには重要な意義がある。

同時に、地方公共団体は、福祉やまちづくりなど様々な地域のニーズに対応するため、創意工夫を活かした単独事業を実施しており、国の政策と相まってその効果を発揮しているものも多い。したがって、地方単独事業については、地方公共団体の自主性・主体性を尊重することが肝要であり、その事業の適否は、地方公共団体自らが判断するものであって、今回の「見える化」の取組を通じて国が個別の地方単独事業の適否を判断し、地方財政計画の一般行政経費を圧縮するといったこととならないようにすべきである。また、「見える化」によって地方公共団体の事務負担が過度なものとなることのないよう十分に配慮すべきである。

地方分権や地方創生の推進の観点から、各地方公共団体が自らの政策決定や予算編成において、全国の状況を参考に、より適切な判断を行う一助となるよう、地方公共団体の理解と協力を得ながら、地方単独事業（ソフト）の「見える化」の取組を推進することを期待する。

# 参 考

## 「地方単独事業（ソフト）の『見える化』に関する検討会」 開催要綱

### 1. 趣 旨

地方財政計画の一般行政経費（単独）に相当する地方単独事業（ソフト）に係る決算情報について、全国の状況をより詳細に把握・分析し、その「見える化」の在り方を検討するため、検討会を開催する。

### 2. 名 称

本検討会は、「地方単独事業（ソフト）の『見える化』に関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

### 3. 検 討 内 容

- （1）地方単独事業（ソフト）についての歳出区分の設定
- （2）歳出区分を踏まえた、地方単独事業（ソフト）についての調査表の策定
- （3）地方単独事業（ソフト）についての調査表を踏まえた「見える化」のあり方

### 4. 構 成 員

別紙のとおり

### 5. 運 営

- （1）座長は、検討会を招集し、主宰する。
- （2）座長は、必要があると認めるときは、あらかじめ座長代理を指名することができる。
- （3）座長は、必要に応じ、必要な者に出席を求めることができる。
- （4）検討会の会議は、原則として公開しないが、会議終了後、配付資料を公表するとともに、必要に応じブリーフィングを行う。また、速やかに会議の議事概要を作成し、これを公表するものとする。

### 6. 開 催 期 間

平成 30 年 5 月から開催する。

### 7. 庶 務

検討会の庶務は、総務省自治財政局財務調査課が行う。

(別紙)

地方単独事業（ソフト）の「見える化」に関する検討会 名簿

(敬称略・五十音順)

井内 康夫 徳島市財政部副部長

大谷 悦朗 埼玉県寄居町財務課長

小西 敦 静岡県立大学経営情報学部教授

(座長)小西 砂千夫 関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授

中村 徹 広島市財政局財政課長

永渕 智大 高知県総務部財政課長

細井 雅代 追手門学院大学経済学部教授

## 地方単独事業の「見える化」に関する検討会 開催実績等

〈第1回〉 平成30年5月30日（水）10時～

- 地方単独事業（ソフト）に関するこれまでの議論の報告
- 地方単独事業（ソフト）の「見える化」に関する論点整理
- 新たな歳出区分の設定について

〈第2回〉 平成30年7月11日（水）10時～

- 地方単独事業（ソフト）の新たな調査表等について

〈第3回〉 平成30年8月10日（金）10時～

- 新たな歳出区分による事前調査（フィージビリティスタディ）について

〈第4回〉 平成30年10月9日（火）15時～

- 新たな歳出区分に基づく平成29年度決算調査について

〈第5回〉 平成30年11月6日（火）15時～

- 地方単独事業（ソフト）の「見える化」に関する検討会におけるこれまでの検討状況

〈第6回〉 平成31年1月22日（火）14時～

- 平成29年度決算調査について

〈第7回〉 平成31年3月1日（金）15時～

- 検討会報告書の取りまとめについて

〈第8回〉 平成31年3月19日（火）16時～

- 検討会報告書（案）について

※ 各回の配付資料及び議事概要は、総務省ホームページにおいて公表している。  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/soft\\_visualization/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/soft_visualization/index.html)